地域振興委員会設置要綱

（名称）

第１条　本会は、地域振興委員会（以下「本会」という。）と称し、事務局を戸隠地区住民自治協議会内に設置する。

（目的）

第２条　本会は、戸隠地区の地域振興や活性化及び交流事業等により、よりよい地域づくりを推進することを目的とする。

（組織）

第３条　本会は、次に掲げる者をもって組織する。

（１）　行政連絡区の区長代表者４名

（２）　常任評議委員会の住民の代表者

（事業）

第４条　本会は、第２条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）　地域振興と地域活性化に係わる事業

（２）　やまざと支援交付金事業

（３）　他の地域との交流事業

（４）　住民自治協議会広報等情報発信事業

（５）　その他、本会の目的を達成するために必要な事業

（役員）

第５条　本会に次の役員を置き、委員長は戸隠地区住民自治協議会の副会長がこれにあたり、副委員長は委員の互選によりこれを定める。

（１）　委員長　　１名

（２）　副委員長　　１名

（役員の任期）

第６条　役員の任期は、1年とする。 ただし、再任は妨げない。

２　補欠のため就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の任務）

第７条　役員の任務は次のとおりとする。

（１）　委員長は本会を代表し、会務を統括する。

（２）　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

（会議）

第８条　本会の会議は、委員長が必要と認めるときに開催する。

２　構成員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（会計）

第９条　本会の経費は、住民自治協議会の会計をもって充てる。

附則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

この要綱は、令和３年 12 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。